

鞍手町行財政改革推進委員会設置条例施行規則

平成 17 年 6 月 9 日

鞍手町規則第 5 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、鞍手町行財政改革推進委員会設置条例（昭和 60 年鞍手町条例第 2 号。以下「条例」という。）第 7 条の規定に基づき、鞍手町行財政改革推進委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員の任命)

第 2 条 条例第 3 条第 1 項及び第 2 項に規定に基づき、町政について優れた識見を有する者の内から町長が任命する委員会の委員（以下「委員」という。）15 名以内は、次に掲げる事項に基づき委員候補者を選出し、任命するものとする。

- (1) 各種関係機関及び団体の意見を反映するため、議会関係者、地域自治関係者、農業関係者、商工業関係者、ボランティア関係者、福祉関係者及び教育関係者から選出する。この場合において候補者は、当該関係機関及び団体の代表者等に限定することなく、当該機関及び団体からの推薦により選出する。
- (2) 効率的かつ効果的な行財政運営の実現に向け、企業経営的な視点からの意見を反映するため、町内企業の関係者から選出する。
- (3) 男女共同参画の視点から、参画率に配慮し、女性の町民から選出する。
- (4) 前 2 号の規定により選出する候補者は、町長が適任者と判断する者を指名し、選出する。
- (5) 町民参加の機会を確保し、町民の視点からの建設的な意見を反映するため、公募による町民から選出する。
- (6) 委員会の附属機関としての位置付けを尊重し、客観的な意見を反映するため、町行政関係職員からは選出しない。

2 前項に規定する事項に基づく委員の任命区分及び委員数の配分は、次のとおりとする。

委員の任命区分等	委員数の配分	
関係機関及び団体推薦 8 名	議会関係者	2 名
	地域自治関係者	1 名
	農業関係者	1 名
	商工業関係者	1 名
	ボランティア関係者	1 名
	福祉関係者	1 名
	教育関係者	1 名
指名 5 名	企業関係者	3 名
	女性	2 名
公募 2 名	町民	2 名

(会議の公開)

第 3 条 条例第 5 条の規定に基づく委員会の会議（以下「会議」という。）は、原則として公開とし、傍聴できるものとする。ただし、特段の事情がある場合は、その理由を明示して会議を非公開とすることができる。

(傍聴の手続)

第4条 会議の傍聴を希望する者は、所定の受付簿に自己の住所、氏名を記入しなければならない。

(傍聴人の定員)

第5条 傍聴人の定員は、会議を開催する会議室の広さ等を考慮して、会長が定めるものとする。

(傍聴することができない者)

第6条 次に該当する者は、傍聴することができない。

- (1) 銃器、刃物等の危険な器物、火薬又は劇毒薬を持っていると認められる者
- (2) 酒気を帯びていると認められる者
- (3) 異様な服装をしていると認められる者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機、マイク、録音機、ビデオ、カメラ(カメラ機能付携帯電話を除く。)の類を持っている者。ただし、第8条の規定により撮影又は録音等を行うことにつき、会長の許可を得た者を除く。
- (5) ポスター、ビラ、プラカード、旗、のぼり、その他氣勢を示すおそれのある物を持っている者
- (6) 笛、ラッパ、太鼓、その他楽器の類を持っている者
- (7) 獣類(身体障害者補助犬法(平成14年法律第49号)第2条に規定する身体障害者補助犬を除く。)を携行する者
- (8) 児童又は乳幼児。ただし、会長の許可を得た者は、この限りでない。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすと認められる物を持っている者

(傍聴人の遵守事項)

第7条 傍聴人は、所定の場所において傍聴しなければならない。

2 傍聴人は、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 会議における言論に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
- (2) 静かに傍聴し、私語、談笑等会議の妨害となるような行為をしないこと。
- (3) はち巻、腕章の類をする等示威的な行為をしないこと。
- (4) 帽子、オーバーコート、マフラー等を着用しないこと。ただし、病気その他の理由により会長の許可を得たときは、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 携帯電話又はパソコン等の電子機器の電源を切り、使用しないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第8条 傍聴人は、写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、会長の許可を得たときは、この限りでない。

(傍聴人の退場)

第9条 傍聴人は、第2条の規定に基づき、会議を非公開とする決定がなされたときは、直ちに退場しなければならない。

(傍聴人への指示)

第10条 会長は、会議の平穏な進行を確保するために、傍聴人に対して必要な指示を行うことができる。

(違反に対する措置)

第11条 会長は、傍聴人が第4条から第9条までの規定に違反したときは、これを制止するなど必要な措置を行うことができる。

2 会長は、傍聴人が前項の規定による措置又は前条の指示に従わないときは、その者を退場させることができる。

(会議録の調製等)

第12条 会長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製するものとする。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 出席委員及び欠席委員の氏名

(3) 出席した職員等の氏名

(4) 会議事項

(5) 会議経過及び発言内容

(6) その他前各号に定めるもののほか会長が必要と認めた事項

2 前項の会議録には、会議資料を添付するものとする。

3 会議録に署名すべき委員は、2名とし、会長が会議において指名する。

4 会議録は、委員が署名した日をもって確定するものとする。

(会議録等の公開)

第13条 会議録及び会議資料は、原則公開とする。

2 会議の審議経過及び結果等については、広報誌、ホームページに掲載する等の方法により、広く住民に周知するよう努めるものとする。

(補則)

第14条 この規則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、町長が別に定める。ただし、会議運営方法に関する申し合わせ事項は、会長が会議に諮って定めることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。